

鳥取縣公報

昭和二十一年十月八日
外 火曜日

本報ノ大キナル處見寄リナリ

◇鳥取縣告示第四百二十二號

氣高郡大郷村はその役場位置を七月二十三日大字松原九拾八番地一に變更した。

昭和二十一年十月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第四百二十三號

林業用苗木の統制額

一、スギ苗木(千本當り)

(イ) 播種苗木

長(寸)	價格	二年生(一回床替のもの)		三年生(二回以上床替のもの)	
		長(寸)	太(分)	長(寸)	太(分)
大 二、五上	五五圓〇〇	一〇上	五、五上	一五上	一〇、〇上
中 一、	一	八上	五、〇上	一二上	八、〇上
小 二、五未滿	二七、〇〇	六上	四、〇上	一〇上	六、〇上
					二六、〇〇

物價統制令第四條の規定により林業用苗木の販賣價格の統制額を次のやうに指定する。

昭和二十一年三月鳥取縣告示第九號(林業用苗木の販賣價格指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十一年十月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

00040

(四) 挿木苗

格外	1	1	65,000	1	1	23,000
大	長(寸) 太(分)	一年生	價格	長(寸) 太(分)	二年生以上	價格
中	1 上 6,00上	1	24,500	1 上 8,00上	1	35,000
小	1 上 7,00上	1	23,800	1 上 6,00上	1	31,500
格外	1	1	18,600	1 上 7,00上	1	30,100
				1	1	26,300

(イ) 伏條挿木苗

大	長(寸) 太(分)	一年生	價格	長(寸) 太(分)	二年生以上	價格
中	1 上 6,00上	1	29,500	1 上 8,00上	1	40,000
小	1 上 7,00上	1	27,500	1 上 6,00上	1	36,000
格外	1	1	22,400	1 上 7,00上	1	34,400
				1	1	30,000

二、ヒノキ播種苗木(千本當)

一年生	長(寸) 太(分)	價格	二年生(一回床替のもの)	長(寸) 太(分)	價格	三年生以上(二回以上床替のもの)	長(寸) 太(分)	價格
1	1 上 6,00上	1	1	1 上 8,00上	1	1	1 上 6,00上	1
				1 上 7,00上	1		1 上 5,00上	1
				1	1		1 上 5,00上	1
				1	1		1 上 5,00上	1

00041

三、アカマツ、クロマツ播種苗木(千本當)

大	長(寸) 太(分)	一年生	價格	長(寸) 太(分)	二年生以上(一回以上床替のもの)	價格
中	1 上 2,50上	1	53,000	1 上 4,00上	1	75,000
小	1 上 2,50上	1	26,000	1 上 3,00上	1	33,000
格外	1	1	1	1 上 3,00上	1	33,000
				1	1	55,000

四、クスギ播種苗木(千本當)

大	長(寸) 太(分)	一年生	價格	長(寸) 太(分)	二年生以上(一回以上床替のもの)	價格	長(寸) 太(分)	二年生以上(据置苗)	價格
中	1 上 1,00上	1	14,000	1 上 1,00上	1	27,500	1 上 1,00上	1	35,000
小	1 上 8,00上	1	16,000	1 上 8,00上	1	24,200	1 上 8,00上	1	22,000
格外	1	1	66,000	1 上 6,00上	1	22,800	1 上 6,00上	1	19,100
				1	1	66,000	1	1	15,500

00042

五、キリ苗木(百本當) 日本桐

長(寸)	太(分)	一年生以上	
		大	小
四〇上	四〇上	二五〇圓〇〇	二〇〇、〇〇
三〇上	三〇上	二〇〇、〇〇	一五五、〇〇
二〇上	二〇上	一五五、〇〇	八〇、〇〇

六、(一) 本表價格は無病健全で畸形、二股、根部の發育不良等無い苗木で苗圃渡又は賣主店先渡の價格とし荷造費包装費は賣主の負擔とする。

(二) 本表苗木の長さは地上部に於ける幹の長さとし太さは地上五分の箇所につける幹の周圍とする。

(三) 本表一年生苗木とは發芽後(挿木苗にあつては挿付後)の九月一日より翌年八月三十一日迄の期間中のものとし、二年生苗木とは一年生苗木の終期より向ふ一ヶ年の期間中のものとする。

以下三年生及び四年生に付ても右の方法に準じ取扱ふものとする。

(四) 天然性稚苗を移植栽培したものは之を播種苗木とする、此の場合石苗木を苗圃に移植した時を以て發芽の時とし苗木の年齢(三)の方法に準じ取扱ふものとする。

(五) 林業種苗法及び同法施行令規則の規定による保證票の添付してあるものに付ては本表價格にその一割以内の額を加算することが出来る。

(六) スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツの二年生以上の苗木(挿木苗を除く)にして床着の回が本表に掲げる回数に達せぬものの價格は本表價格の一割五分下げとす。

(七) 本表價格は林業用以外の用途に用いる苗木についても適用する。

昭和二十一年十月八日印刷
昭和二十一年十月八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所